

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成18年7月27日(2006.7.27)

【公開番号】特開2005-25975(P2005-25975A)

【公開日】平成17年1月27日(2005.1.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-004

【出願番号】特願2003-187357(P2003-187357)

【国際特許分類】

H 01 M 4/58 (2006.01)

C 01 G 51/00 (2006.01)

C 01 G 53/00 (2006.01)

H 01 M 4/02 (2006.01)

H 01 M 10/40 (2006.01)

【F I】

H 01 M 4/58

C 01 G 51/00 A

C 01 G 53/00 A

H 01 M 4/02 C

H 01 M 10/40 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月9日(2006.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

正極集電体の材質としては、例えば、アルミニウム、ステンレス鋼、ニッケルメッキ、チタン、タンタル等の金属材料；カーボンクロス、カーボンペーパー等の炭素材料が挙げられる。中でも金属材料、特にアルミニウムが好ましい。

集電体の形状としては、金属材料の場合、金属箔、金属円柱、金属コイル、金属板、金属薄膜、エキスバンドメタル、パンチメタル、発泡メタル等が挙げられ、炭素材料の場合、炭素板、炭素薄膜、炭素円柱等が挙げられる。これらのうち、金属薄膜が好ましい。なお、薄膜は適宜メッシュ状に形成してもよい。薄膜の厚さは任意であるが、通常は1 μm以上100 μm以下である。薄いと集電体として必要な強度が不足することがある。したがって、3 μm以上、特に5 μm以上が好ましい。逆に厚すぎると、取り扱いづらくなる。したがって、1 mm以下、特に50 μm以下が好ましい。